

新広域連合長就任あいさつ

このたび、広域連合長という大きな役目をお預かりすることとなり、身の引き締まる思いです。

発足当初の平成20年4月末時点における当広域連合の被保険者数は約49万2千人でしたが、令和8年1月末時点では約101万6千人となり、県人口のおよそ16%を占める規模へと大きく広がっております。

制度が変化を続ける中でも、被保険者の皆様が安心して医療を受けられるよう、健全で円滑な運営に取り組んでまいります。

被保険者の皆様をはじめ、関係者の皆様には、今後とも変わらぬご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



千葉県後期高齢者医療広域連合
こいずみ かすなり
広域連合長 小泉 一成
(成田市長)

医療機関・薬局等の受診方法について

・マイナ保険証を利用する受診方法

「マイナ保険証」とは、健康保険証として利用登録したマイナンバーカードのことを言います。健康保険証としての利用登録は、医療機関・薬局に備え付けの顔認証付きカードリーダー、マイナポータル、セブン銀行ATM等から行うことができます。

マイナ保険証の利用方法は？

- ① 医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードを備え付けの顔認証付きカードリーダーにかざしてください。



- ② マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により、資格情報をオンラインで確認します。



- ③ 画面の指示に沿って受付をしてください。



※医療機関や薬局の受付でマイナ保険証の読み取りができない場合は、マイナ保険証と一緒に「マイナポータルの資格情報画面」を提示することで、受診することができます。

マイナ保険証で受診するメリット

- 過去のお薬・診療データに基づく医療が受けられる
- 突然の手術・入院でも限度額を超える支払いが不要になる
- 救急の現場でも過去のお薬・診療データに基づき適切な処置を受けられる

マイナンバーカードに関するお問い合わせ先



マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間
(年末年始を除く)

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

スマートフォンのマイナ保険証について

令和7年9月19日より、利用環境が整った医療機関・薬局において、順次スマートフォンをマイナ保険証として利用できるようになりました。

スマートフォンをマイナ保険証として利用するための事前準備や利用方法等の詳細は、厚生労働省ホームページ「スマートフォンのマイナ保険証利用について」をご覧ください。



厚生労働省

・資格確認書を利用する受診方法

当分の間、マイナ保険証を保有していない方には、「資格確認書」を交付いたします。

また、マイナ保険証で受診する際に第三者等の介助者を要する配慮が必要な方は、お住まいの市区町村に申請することで、資格確認書を交付いたします。

この資格確認書を医療機関等の窓口に表示することで、従来通りの医療を受けられます。